

防災地域建設委員長報告

令和7年9月定例会

防災地域建設委員長報告をいたします。

防災地域建設委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「使用料及び手数料の額の改定等に関する条例」など条例案3件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」など一般事件案2件、「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案9件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第117号議案「使用料及び手数料の額の改定等に関する条例」の条例案、第120号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案及び第100号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」の予算案については賛成多数により、またその他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第120号議案「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」では、急傾斜地崩壊対策事業などの防災に関する事業や、広域的な役割を果たす事業は、広域自治体である県の責任で行うべきであり、市町村に対する負担金を課すべきではないとの理由から反対であるとの意見がありました。

また、第100号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」については、島根半島震災対策事業の財源には原発を推進する中国電力からの協力金が充てられ、県が中国電力に対して毅然とした対応が取れなくなることが危惧されるとの理由から反対であるとの意見がありました。

議論を経て、最終的には、挙手による採決を行ったところ、いずれの議案も賛成多数により、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第100号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」のうち、土木部所管分についてであります。委員からは、NHK朝の連続テレビ小説「ばけばけ」を

契機に観光客の増加が見込まれる松江城や出雲大社周辺において進められている、道路の舗装、区画線・道路標識の修繕を、県内全域でも進めてほしいとの意見がありました。執行部からは、まずは県外から自動車で訪れる観光客の増加が見込まれる松江・出雲地域で実施するが、今後は関係機関と連携した効率的な施工により修繕コストを低減することで、実施個所を増やしていきたい、また、国への重点要望において補助対象の適用拡大を求めているとの回答がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、企業局所管事項についてであります。

執行部から説明のありました「第4次島根県企業局経営計画（素案）」では、委員から企業局の経営理念について質問がありました。執行部からは、企業として利益を確保するために効率化を進めることが、地域住民の福祉や地域産業の発展に寄与することとなるとの回答があり、これに対して委員から、経営計画の素案で示す経営理念は、地方公営企業法の「企業の経済性の発揮」及び「公共の福祉の増進」という2つの経営の原則に沿うものであり、これをもとに事業を進めてほしい、との意見がありました。

次に、防災部所管事項についてであります。

「航空自衛隊美保基地における空中給油・輸送機（KC-46A）の追加配備について」では、委員から、今回の防空体制の強化は我が国への攻撃の抑止力を高め、県民の安全安心につながり、自衛隊機の配備体制や機能の強化は災害時の対応において大きな力になるとの意見がありました。一方で、別の委員からは、部品の落下事故や騒音問題などで追加配備に対して地元住民から様々な懸念が出ている中で、美保基地の軍備拡張はやめるべきであることから反対するとの意見がありました。執行部からは、国に対して、安全運航と騒音対策及び保管設備の管理体制に万全を期すことに加え、県をはじめ地元自治体からの意見には真摯に対応するよう求めていくとの回答がありました。

次に、地域振興部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「生活実態を基にした救済等の制度における同性パートナーの取扱いについて」では、委員から、最高裁判決により同性パートナーにとって、より暮らしやすい状況が出てくると思うが、県もパートナーシップ宣誓制度を実施している中で、この取扱いが市町村の隅々の部署まで徹底され対象者に不利益が生じることがないように、関係部局で取り組んでほしいとの意見がありました。

以上、防災地域建設委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。